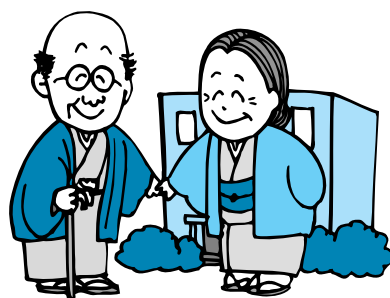




平成20年4月から（老人医療制度）が 《後期高齢者医療制度》でスタート

75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて新たな**高齢者医療制度**が創設されることになりました。

国保や健保などの医療保険をぬけて、後期高齢者医療制度に新たに加入することになります。



* **保険証は1人に1枚交付**されます。

後期高齢者医療制度の**独自の保険証**が交付されます。

対象となる日…75歳の誕生日当日

65歳以上の人が寝たきりなどの認定を受けた日

* **自己負担**…病院窓口での自己負担は、老人保健と変わりません！

* **保険料**…保険料は75歳以上（65歳以上で寝たきりなどの一定の障害がある方）の被保険者全員が納めます。原則として年金からの天引きとされます！

《これまで保険料の負担のなかった健保組合などの被扶養者だった人も保険料を納めます》

財源の1割を皆さんの保険料で負担していただきます。

* **保険料の決まり方**

保険料は、**均等割額**と**所得割額**を合計して個人単位で計算されます。

均等割額＝被保険者1人当たりいくらかと計算

所得割額＝被保険者の所得に応じて計算

* 賦課限度額が設けられています。

* 3月末に被扶養者だった人には軽減措置（2年間）があります。

* 所得の低い人には軽減措置があります。

【保険料率の決定は11月頃の予定です】

* **保険料の納め方**

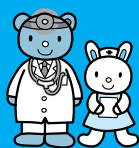
年金が年額18万円以上の人 ⇒保険料は年金から天引き（特別徴収）

年金が年額18万円未満の人 ⇒個別に納付（普通徴収）

《介護保険料とあわせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きの対象にならず個別に納めます》

* **給付について**

医療費が高額になった時の自己負担限度額や入院時食事代の標準負担額などその他の給付についても老人保健制度と変わらず同様に設定されています。



高齢者の「自立支援」に向けて！

～和水町立病院内にある居宅介護支援事業所を紹介致します～

介護給付・予防給付による居宅サービス

- ① 訪問介護（夜間対応型もあり）
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション
- ⑦ 福祉用具貸与
- ⑧ 居宅療養管理指導
- ⑨ 短期入所生活介護
- ⑩ 短期入所療養介護
- ⑪ 認知症対応型共同生活介護
- ⑫ 特定施設入居者生活介護
- ⑬ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑭ 福祉用具購入費補助
- ⑮ 住宅改修費補助
- ⑯ 居宅介護支援



居宅介護支援事業所は、和水町立病院内（健康管理センターの2階）にあり、介護支援専門員（ケアマネジャー）4名が働いています。

居宅介護支援事業所では、介護が必要と認定（要支援1・2、要介護1～5）された方や家族の依頼により、サービスの種類や内容、提供スケジュールなどを盛り込んだケアプランを作成し、自立した質の高い在宅生活が送れるように支援しています。

介護保険制度の基本理念である高齢者の「自立支援」に向けて、本人の希望や心身の状態に合った適切なサービスを利用できるように、利用者や家族の意向をよく聞いて主治医やサービス提供事業者との連絡調整を行っています。

介護給付のみの施設サービス

- ① 介護福祉施設サービス
- ③ 介護療養施設サービス
- ② 介護保健施設サービス

その他、和水町だけの福祉サービスもあります。
詳しくは介護支援専門員にご相談下さい。

『介護が必要で、介護保険の認定を受けたいがどこに相談したらいいか』と困っておられる方は、居宅介護支援事業所または役場健康福祉課介護保険係にご相談下さい。

問い合わせ先

和水町居宅介護支援事業所
TEL 0968・86・4730
FAX 0968・86・4636

和水町役場

本庁 健康福祉課介護保険係
内線 535
支所 健康福祉課地域福祉係
内線 761